

資料)

各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認頂き、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

(参考) WAMNET 平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料
<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/59FDF6E966A5A5664925716F002966E0?OpenDocument>

4 障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

平成22年10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」においては、「誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する」とこととされ、新体系移行の支援等として「障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する」とこととされた。(関連資料4 (61頁)) また、平成22年11月19日の参議院予算委員会において、厚生労働大臣から、新体系移行について、混乱のないように移行をしていく旨の答弁がなされたところである。

これらのことから、平成22年度補正予算において、新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、都道府県によっては、基金の財源が不足することが見込まれることを踏まえ、区分間流用ができるよう基金執行の弾力化を図るとともに、約39億円の積み増しを行ったところである。(関連資料4 (62頁))

①障害者自立支援基盤整備事業

- ・新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備(※)
- ・賃貸物件のグループホーム・ケアホームの改修事業(※)
- ・事務の効率化を図るために必要となる経費(新規)

を補助対象として追加したところである。

(※) 障害者就労訓練設備等整備事業のうち、

- ・設備整備事業及び賃貸物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、障害者自立支援基盤整備事業に組替え
- ・NPO法人、営利法人が自己所有物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、社会福祉施設等施設整備費補助金に組替え